

千葉県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第40号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年5月1日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人社団有相会	千葉県花見川区柏井町800-1	介護老人保健施設 ゆうあい苑	千葉県花見川区柏井町1132-1	令和2年5月1日
医療法人社団有相会	千葉県花見川区柏井町800-1	グループホームかし わい	千葉県花見川区柏井町1132-1	令和2年5月1日